

令和3年 第6回

# みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和3年6月10日（木曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

## みなかみ町農業委員会第6回会議議事録

- 1 開催日時 令和3年6月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 18名  
1番委員 榎 洙 武 重      2番委員 星 野 敏 雄      3番委員 内 海 博 光  
4番委員 高 橋 公 利      5番委員 廣 田 尚 夫      6番委員 石 坂 哲 次  
8番委員 吉 野 拓 夫      9番委員 星 野 榮 一      10番委員 阿 部 均 司  
11番委員 森 下 一 郎      12番委員 本 多 偉 男      13番委員 本 多 通 治  
14番委員 原 澤 幸 好      15番委員 原 澤 章      16番委員 田 村 隆 司  
17番委員 内 海 美 津 江      18番委員 高 宮 玉 江      19番委員 高 橋 久 美 子
- 4 欠席委員  
7番委員 今 井 育 男
- 5 議事録署名委員  
18番委員 高 宮 玉 江      19番委員 高 橋 久 美 子
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名  
事務局長 中 澤 聡      書記 本 間 泉      書記 小 林 紀 之  
書記 我 妻 園 華
- 7 会議に附した事件  
議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第25号 農用地利用集積計画に対する意見決定について  
議案第26号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）  
議案第27号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の基準の設定について  
議案第28号 農地に該当しないことの証明願について
- 協議事項・報告事項  
(1)農地法第18条第6項の規定による通知について  
(2)農業経営改善計画の認定について  
(3)制限除外の農地等異動通知書について
- その他
- 8 会議の成立  
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会      みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。  
顛 末

- 議 長 会長議長となり、議事録署名委員に18番高宮玉江委員・19番高橋久美子委員を指名し議事に入る。  
続きまして、議事に移ります。  
議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。
- 事務局 1ページをお開きください。  
議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について。  
次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。  
別紙記入事件、4件。  
次のページをお開きください。  
◇（議案書・順次、朗読説明）  
以上、よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局から説明いただきました。  
では、最初に、番号1、〇〇の〇〇さんの。それから、2番として、これ関連がありますので、交換移転という形でございますので、一括で審議をさせていただきたいと思えます。  
それでは、まず最初に、1番のほうの現地の確認調査を〇〇の担当の内海博光委員をお願いしておりますので、調査結果の報告をお願いいたします。  
続きまして、〇〇のほうの高橋公利委員、続けて報告をお願いできればと思えます。よろしく願います。
- 3番委員 〇〇担当の内海です。  
6月4日、内海美津江委員と一緒に、農地法第3条による申請事案の調査に参りました。  
現地なんですけれども、現地は〇〇から山側に上がった場所にあります。  
田んぼのということで、それで両者による交換移転ということになって、これが成立することによって効率的な経営に近づいていくわけなんですけれども、今、この田んぼの現状は、一応、田んぼということで米を作るわけなんですけれども、米を今、手違いでちょっと作られていないという場所がありました。でも、これは一応草の管理はしっかりしているということで、一応これは許可を出して大丈夫なんじゃないかなというふうに思えます。これから人、農地プランの、こうした流れになっていると思うんですけれども、ぜひ今回のような土地の交換できればいいと、広域的になるんですけれども、まず、こうした土地の交換が始まるということで審議をお願いしたいと思えます。
- 議 長 ありがとうございます。  
続きまして、高橋委員のほうから願います。
- 4番委員 4番、高橋です。  
やはり6月4日の〇〇さんと現地調査を行いました。  
場所は、〇〇という集落の一番上のところになります。その近くに〇〇さんの果樹園もありまして、非常に作業効率がいいということで、先ほど内海委員

から話があったところは昨年購入したところで、それを基にどんどん集約して自分の農業をしやすい方向に進めていくということの一環だそうです。場所的には一番上で、必ずしも水田としてはあまりよくないんですが、果樹がすぐ近くにありまして、果樹をかなり集約してやっているという形で、非常にいい形の交換ではないかと思いますが、ご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

今ご報告をいただいたとおりでございますが、当事者間の交換移転という形になります。委員の皆様の方から質問、あるいは意見等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

それでは、1番、2番合わせて、申請のとおり承認したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、3番、〇〇、〇〇さんの案件ですが、これにつきまして、10番の担当の阿部委員より調査結果の報告をお願いします。

10番委員

10番、阿部均司です。

農地法第3条の申請事案について報告をいたします。

今月の6月6日に、高宮委員と譲受人、立ち合いにて現地を調査してきました。

場所なんですけれども、国道17号線から県道〇〇線に入りまして、〇〇線から下側に100mほど下がった場所に申請地があります。申請地の現状なんですけれども、現在は不作になっていまして、一部に栽培用のフキ、コゴミ等が栽培されていました。譲受人は、申請地をそのほかちょっと草木になっているところを草刈りをして、梅等を植栽したいとっておりました。

なお、申請人の耕作面積は、そこの取得のための下限面積を上回っているのので、問題ありません。

申請地は、以前は譲受人が所有していた土地のため、取得を決めたそうです。

なお、この地域は野生動物、主にサルなんですけれども、被害が多く、一般作物の耕作は難しいと思われております。

周辺農地なんですけれども、ほぼ耕作放棄地に近いため、支障はありません。

以上、よろしく審議お願いをいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまご報告いただいたとおりでございますが、委員の皆様の方から何か質問、意見等ございましたらお願いいたします。特にございませんか。

ないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、4番、〇〇の〇〇さんの案件、これにつきましては10番の阿部均司委員のほうに調査を依頼してございますので、結果の報告をお願いします。

10番委員

10番、阿部均司です。

農地法第3条の申請事案についてですが、今回の案件につきましては、農業者年金の関係で、継続設定の再設定ということでした。期間が切れましたので、改めて再設定をしたいとのことでした。

7日に本人に耕作の意思を確認しましたところ、以前と同じように耕作を続けていきたいということで返事がありましたので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

これについては、使用貸借で、継続という形になりますが、委員の皆さんのほうから質問、意見等がございましたらお願いいたします。

ないようですので、申請のとおり決定をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

5ページをお開きください。

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件、5件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。

では、まず、番号1案件、〇〇の〇〇さんの件につきまして、現地の確認調査を1番の榑淵武重委員にお願いしてございます。結果の報告をお願いいたします。

1番委員

1番の榑淵です。

5条の案件ということでございまして、場所的には、〇〇から南側といいますが、南東方向になるかな。〇〇川のほうに下がった場所なんですけど、都市計画道路と、それから〇〇川の堤防とのちょうど間にあります。

先月だったかな、ちょっと俺、欠席してしまっただけですが、そのときも多分、〇〇さんの案件が出ていたような気がするんですが、〇〇さんのお母さんがこちらに住んでおるだけで、営農する気が全くなくて、お母さんにちょっと、6月6日の日かな、お母さんにお話しを伺って、場所を確認させてもらったんですが、たくさん持っているものであって、シルバーを使って草刈りぐらいはやっている。それも人件費が非常にかかるので、できたら処分していきたいというようなお話でございまして、全く営農する状況ではないので、これを農地で残してくれというような話ができませんでした。

また、これは、申請事案のところは、もう既に〇〇さんが家庭菜園的というか、自家消費分ということで野菜を作っておられます。もう既に貸しておられ

ている場所でございます。

用途地域なので、先ほども事務局が説明している用途地域なので、しょうがないかなという感覚を持っております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、委員の皆様から質問、あるいは意見ございましたらお願いいたします。

特にないようでございますので、申請のとおり許可を決定したいと思えます。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、2番。これも〇〇の案件ですが、これも1番の榎渕委員に現地の確認調査をお願いしてございますので、報告をお願いします。

1番委員

1番の榎渕です。

今の案件と、それからちょっと北側になります。そこに〇〇さんの申請の土地がございます。〇〇さんも、やはり〇〇のほうに、お住まいはそっちのほうにありまして、お母さんしかいないので、土地を確認できればいいかなということで、お話を伺うないし、それから、何年か先か、ほかのところもやっぱり営農する意思がもうございませんので、〇〇さん、この自体も。それで、みんな家を処分しているような状況が続いているので、土地だけを確認させて、ここを、空いているところを歩かせてもらってきて、これも、まあ、しょうがないかなと。住宅地域で、農地残すべきではない。べきというよりは、やれないかなと。要は、仕方ないのかなという場所でございます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございます。委員の皆様のほうから質問、あるいは意見ございましたらお願いをいたします。

特にないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思えますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

それでは、決定をさせていただきます。

続きまして、3番、〇〇の〇〇さんの件です。これにつきましては、3番の内海博光委員に現地の確認調査をお願いしてございます。調査結果の報告をお願いいたします。

3番委員

3番、内海です。

第5条による申請事案調査のご報告であります。6月4日、内海美津江委員とともに調査にまいりました。場所は、〇〇という場所なんですけれども、これは今の〇〇の右側、右に、〇〇川挟んで対向いに入る入り口。〇〇内に入る。

状況としまして、この〇〇さんのお宅に入る通用口なんですけれども、ここは、〇〇さんの竹林があって、竹というのは、いろいろな状況のときにみんな倒れてしまうんですね。そのために、車が通れないということで、農地のほう

に、踏み込んでいつも入っていたということで、そろそろしっかりけりつけたほうがいいんじゃないかということで、〇〇さんのほうも、そうしたことを推進しているということで、今回の調査になったわけですが、これで駄目だということ、中に入れないわけなので、この辺をよく状況を把握して、審議いただければと思います。お願いします。

議長

ありがとうございました。

調査事件につきましては、ただいまご報告をいただいたとおりでございます。委員の皆様の方から意見、あるいは質問ございますでしょうか。

通路ということでございますが。

なければ、申請のとおり許可を決定したいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、4番、〇〇の〇〇さんの案件ですが、これにつきましては、9番の星野栄一委員に現地の確認と調査をお願いしてございます。報告をお願いいたします。

9番委員

9番の星野栄一です。

5条の申請事案の中で、6月2日に現地調査と聞き取り調査等を行ってまいりましたので、ご報告いたします。

場所のほうは、〇〇駅前の道路をずっと〇〇のほうに向かいますと、北にあったという話ですが、これ町営住宅、並んでおりますね。〇〇川と〇〇線との間、その一番奥まったところというか、一番谷側ですね。そこになります。

譲受人は、皆さんご存じかと思えますけれども、〇〇インターから〇〇のほうへ向かって歩いて500mぐらいですか、行ったところに「〇〇」というのがあります。株式会社〇〇というところですが、その、株式会社〇〇ですが、それが元、この建物を〇〇なんですけれども、数年前にここを購入いたしまして、ここで食品の加工及び下準備等を行っているということでございます。

そういうことで、今、大分盛んに商売しているようなんですけど、ここは道路が大変に狭くて、もう少し大型の車を入れたいということで調べたところ、ここに農地が残っていたということで、今回の申請に至ったということのようです。

譲渡人のほうは、こちらのほうの状況といいますか、耕作はもう20年以上ぐらいやっていないということで、あまり、何といいますかね、状況を把握していなかったということで、先ほど事務局のほうで説明があったように、始末書等提出してあります。

その状況からいって、面積等、また作付けの可能性等も間違いないと思えますので、私としてはしようがないかなというふうに判断をしてまいりました。そのほかは、株式会社〇〇の周りが農地といいますか、そっちでありますので、問題はないと思えます。

以上です。ほかに懸念事項としては見当たりませんでした。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ただいまのご報告をいただきましたが、この案件に関しまして、委員の皆様方のほうから質問、あるいは意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、申請のとおり許可を決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、5番、〇〇の〇〇の案件ですが、これにつきまして、確認調査を10番の阿部均司委員にお願いをさせていただきます。調査結果の報告をお願いします。

10番委員 10番、阿部均司です。

農地法第5条の申請事案についてご報告をいたします。

今月の7日の日に高宮委員とともに、事業者立会いにて現地調査をしてきました。場所なんですけれども、〇〇地区の国道から山側に100mほど上がったところにあります。申請地が、工事現場に入る進入路より一段下がっていて、以前、桑園として利用していた場所になります。

案件としましては、車道工事の残土を置くための仮置場としての利用になります。事業者からすると、土砂の搬出量は転用面積の半分ぐらいではないかということです。なお、工事期間終了後は、申請地を農地に原状復帰し、集落に土砂の流出がないように予防策を講じるそうです。

周辺農地なんですけれども、こちらのほうもほぼ耕作放棄地に近い状態の場所であり、支障はありません。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございました。

車道工事に伴う残土処理置場としての一時転用で、農地に復旧するというこの案件でございますが、皆様のほうから質問、あるいは意見ございましたらお願いいたします。

特になければ、申請のとおり決定をさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

では、そのように決定いたします。

続きまして、議案第26号 農用地集積計画に対する意見決定について、事務局よりお願いいたします。

事務局 8ページをお開きください。

議案第25号 農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので、承認を求める。

別紙記入事件、2件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の使用貸借の通年、2,081㎡。利用権存続期間は5年、2,081㎡。畑の賃貸借の通年、1,401㎡。利用権存続期間は3年、1,401㎡。田



と畑の合計は3, 482㎡。貸し手は2戸、借り手も2戸でございます。

10ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

詳細につきましては、10ページでございますが、これにつきまして、委員の皆様より質問、意見等ございましたらお願いいたします。

特になければ、議案とおり承認をさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第26号 農用地利用集積計画に対する意見決定でございます。これについて、一括方式のほうでございます。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

11ページをお開きください。

議案第26号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)。次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求め。

別紙記入事件、3件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の使用貸借の通年、11, 107㎡。利用権存続期間は10年、11, 107㎡。合計11, 107㎡。貸し手は3戸、借り手は2戸でございます。

13ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

詳細につきましては、13ページになっております。それにつきましても、農業公社を通じた使用貸借でございますが、委員の皆様の方から質問、あるいは意見ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、申請のとおり承認をさせていただいてよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第27号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の基準の設定についてでございます。

事務局よりお願いいたします。

事務局

そうしましたら、14ページをお開きください。

議案第27号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の基準の設定についてということで、農地法第3条第2項第5号の規定による50aに代わるべき面積を適用する区域並びにその面積を次のとおり定めたいので決定を求める。

1、別紙調書に記載のとおりです。

次のページをお開きください。

別段面積の基準（下限面積）の設定についてということで、4月、5月におきまして、内容については、あらかじめちょっと皆さんに投げかけをさせていただいてきた案件でございます。

内容としましては、4月、5月を踏まえまして、今回に限っては、昨年と同様の内容となっております。なかなか面積については変えてございません。

しかし、今後、国が進めております農林業センサス、これの速報値というのがこれから示される、また、示された段階で、みなかみの現状というのを踏まえまして、また改めてご提示をさせていただければというふうに思っております。

ですので、今回に限って、この内容につきましては、昨年と同様の下限面積ということで、議案として上げさせていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明があったわけですが、先ほど、これは昨年、以前、昨年のと数字的には何ら変わっていない内容でございます。

ですので、このまま決定をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

じゃ、そのように、このとおり別段面積の決定をさせていただきたいと思えます。

続きまして、議案第28号 農地に該当しないことの証明願について出ておりますので、事務局に説明をお願いします。

事務局

続きまして、すみません、17ページをお開きください。

議案第28号 農地に該当しないことの証明願についてです。

農地法の運用についての規定に基づき、証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する農地でないことの判断を求める。

1、別紙調書に記載のとおり。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしく願いいたします。

議長

以上、意見のとおり、申請が上がっているのでございますが、これにつきまして、担当の1番の榎渕委員のほうに現地の確認調査をお願いしてまいります。その報告をお願いしたいと思います。

1番委員

1番の榎渕です。

非農地の非農地判定をしてくれという申請でございます。

現地は、〇〇を上ってきまして、高速道路で1 km、半分ぐらいかな。そこからまた1 kmぐらい行って、〇〇のほうに向かった橋の上でございます。

ここは、現地は、元々は昭和40年代に、養蚕のときの共同桑園という場所でございます。周りも幾つか、この前も非農地判定をお願いし、また、40年代、そこを桑園にするときに、山林であった場所を所有者の方にご協力いただいて桑園にした経緯がございます。その後、桑園が使われなくなったのと、空いており、畑としてなっておって、なおかつ農振に加えられておるといった状況のところでございます。

山林に戻したり、所有者の方がそういうふうに行って有効利用していただければ、そのほうがいいのかと思っておるので、そのようなことでお願いできればと思っております。

以上です。

議長

ただいま報告をいただいたとおりでございます。委員の皆様の方から意見、あるいは質問ございましたらお願いいたします。

なければ、申請のとおり非農地証明の判断をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

じゃ、そのようにして、証明をさせていただきます。

以上で、議案第28号までの議事を終了いたしました。

続きまして、5番の協議・報告事項に移ります。

協議・報告事項1番、農地法第18条第6項の規定による通知についてということをお願いいたします。

事務局

19ページをお開きください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出がありましたので報告いたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、委員の皆様にご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

特にないようでしたら、こちらのとおり受理をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、協議・報告事項の2番、農業経営改善計画の認定についてお願いいたします。

事務局

協議事項・報告事項(2)ということでございます。農業経営改善計画の認定についてご報告いたします。

今回の内容につきましては、新規が1件、継続が4件の合計5件の認定案件となります。認定日は、それぞれ令和3年4月30日と令和3年5月10日となります。詳細につきましては、恐れ入りますが記載のとおりとなりますので、ご確認をいただけますようお願い申し上げます。

以上です。

議長 事務局の説明のとおり、ここに記載のとおり3件について、農業経営改善計画の認定をお配りしてありますので、ご承知おきをいただければと思います。  
続きまして、協議・報告事項3番、農地法第5条第1項第8号による届出についてお願いいたします。

事務局 22ページをお開きください。  
協議事項・報告事項(3)農地法第5条第1項第8号(農地法施行規則第53条第1項第14号)による届出について報告いたします。  
◇(議案書・順次、朗読説明)  
以上です。

議長 事務局から2件の届出があったのでございますが、委員の皆様のほうから質問、あるいは意見ございましたらお願いいたします。  
特にないようでしたら、これで受領させていただきます。  
以上で、協議・報告事項を終わります。  
何か委員の皆様のほうから質問ございましたらお願いします。  
(「ちょっといいですか」の声)  
はい。

10番委員 その他なんですけれども、ちょっと事務局にお願いなんですけれども、現地調査の案件の関係なんですけれども、件数の多いときには、もうちょっとその、何というんですか、調査期間の余裕を持って、できればこちらのほうにお願いしたいと思うんです。  
それと、あともう1つは、前にもちょっと言ったような気がしたんですけれども、調査案件で立会いできる人の連絡先、可能であれば教えていただきたいと思っておりますので、その2つなんですけれども、よろしくお願いします。

議長 事務局、お願いします。

事務局 いつも短い期間の中で無理を言って大変申し訳ありません。ご協力いただきまして、ありがとうございます。  
一応、段取りとしては、毎25日が案件の締切りとなっていて、なるべく早く発送をすべく準備しているんですけれども、提出がぎりぎりになったりすることがございます。  
昨年も、まあ、じゃ、少し提出締切りを前倒ししようかとかお話があったんですが、何せ行政書士会とか、その辺から、みなかみさんだけ早くなるのかというふうな言い方をされてしまったりする部分もございまして、なかなか難しいという状況もございまして。  
事務局のほうも、なるべく早く発送できるように、まとまった時点で送らせていただくとか、そういうことができれば、その辺も検討したいと思います。  
本当、代表者についての連絡先についても、申請書類は記載がある、もしくは落ちていたりすれば、事務局のほうから申請者に問合せさせていただいて、なるべくつけるようにしますので、この後にご協力いただければと思います。

議 長

申し訳ありません。よろしくお願ひいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、ほかに事務局から何かございますか。

(「これは済んだのかな」の声)

太陽光の関係。

(「これは違うか。ないです、ないですね」の声)

これは、最後で結構ですね。

ほかに委員の皆様の方から何か質問、あるいは意見ございましたらお願ひします。

特にないようでございますが、いろいろ意見等ありますので、あったら悪いんですが、とりあえず先ほど事務局の方から示されております質問事項等、これ、多分この紙に入り切らない方は別紙でも可能だと思っておりますので、そちらに記載をして、事業所の方に確認をさせていただくなどして、質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

この件につきましては以上で、そのほかに、事務局から何かございますか。

(「特にございません」の声あり)

それでは、以上で本日の議案、審議事項、協議・報告事項を含めて全部終了させていただきます。

よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

閉会

みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後3時9分〕